



## Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 第 136 回・第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について
- (2) 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第 1 回) の開催について
- (3) 決済高度化官民推進会議(第 2 回) の開催について
- (4) N I S A ・ジュニア N I S A 口座の利用状況に関する調査結果の公表について
- (5) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について
- (6) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等  
(期間：平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日)

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

## フォトギャラリー



2月3日 家計の安定的な資産形成に関する  
有識者会議(第1回)にて挨拶する越智副大臣



2月27日 年度末金融の円滑化に関する  
意見交換会にて挨拶する越智副大臣

# トピックス

## (1) 第 136 回・第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 平成 29 年 1 月 12 日午前 10 時 00 分から第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会、1 月 19 日午前 10 時 00 分から第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、平成 28 年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：％）

契約年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前回（平成 25 年 4 月） 改定時予定損害率	100.2	
平成 28 年度検証結果による損害率	94.7	94.3

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の 2 点を踏まえて、平成 29 年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・ 2 年度連続で、損害率が現行料率の予定損害率を下回る水準の料率検証結果となり、保険収支が黒字傾向であるほか、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していること
- ・ このことから、運用益積立金を考慮した累計収支残の更なる拡大が今後見込まれること

3. 第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。

審議の結果、新たな基準料率を本年 4 月 1 日より適用することなどについて了承されました。

4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で 6.9%の引下げ（現行基準料率比）となります。例えば、自家用乗用自動車 2 年契約の保険料（※2）は、25,830 円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は 27,840 円で、現行基準料率比で 7.2%の引下げとなります）（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の「[自動車損害賠償責任保険審議会](#)」にアクセスしてください。

## (2)「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第1回)の開催について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、昨年11月30日、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が取りまとめられました。

意見書では、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化のため、機関投資家から上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくこと等が有効であるとされ、運用機関における利益相反管理の強化など、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを改訂することが提言されております。

意見書を踏まえて、スチュワードシップ・コードの改訂を目的として、1月31日に、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第1回)を開催しました。

検討会においては、国際的な機関投資家団体であるICGNのケリー・ワリングメンバーから、昨年ICGNが策定した「グローバル・スチュワードシップ原則」や、関連する国際的な動きについて、ご紹介いただきました。

今後、検討会において、引き続き、スチュワードシップ・コードの改訂に向け、ご議論をいただく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

## (3)決済高度化官民推進会議(第2回)の開催について

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要です。

平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、「決済高度化官民推進会議」(座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授)を設置しました。

平成29年1月11日(水)に第2回会合が開催され、企業間送金のXML電文への移行による金融EDI実現や情報セキュリティ等に関する取組みについて、全国銀行協会、経済産業省、金融情報システムセンター(FISC)から説明があり、幅広く議論がなされました。

なお、決済高度化官民推進会議に係る資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[決済高度化官民推進会議](#)」にアクセスしてください。

#### (4) NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査（平成28年9月末時点）」を実施し、平成29年1月17日、その結果について公表しました。

##### 【調査結果（平成28年6月末時点）のポイント】

- NISA
  - ・ 口座開設数は、約1,049万口座  
(平成28年6月末時点より1.9%増(約19万口座))
  - ・ 買付額は、約8兆8,592億円  
(平成28年6月末時点より5.8%増(約4,830億円))
- ジュニアNISA
  - ・ 口座開設数は、約17万口座  
(平成28年6月末時点より26.0%増(約4万口座))
  - ・ 買付額は、約204億円  
(平成28年6月末時点より66.8%増(約82億円))

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

NISAについては、平成28年9月末時点で、口座開設数は約1,049万件、買付額は約8.9兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。

また、ジュニアNISAについては、平成28年1月から口座開設が開始し、4月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座開設数は約17万口座、買付額は約204億円となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「[NISA特設ウェブサイト](#)」から「[NISAとは?](#)」→「[データ集](#)」→「[平成28年9月末時点（平成29年1月17日公表）](#)」にアクセスしてください。

#### (5)「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組を促しているところです。

今般、ガイドラインの更なる活用促進を図る観点から、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績（平成28年4月から9月末までの実績）を取りまとめ、1月20日に公表しました。

民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績  
(平成28年4月～9月実績)

(単位:件)

	平成28年4月～9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	241,654
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	228
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	18,185
④ 合計【④ = ①+②+③】	260,067

	平成28年4月～9月
⑤ 保証金額を減額した件数	8,489

	平成28年4月～9月
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	87

	平成28年4月～9月
⑦ 新規融資件数	1,766,036
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	14%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合154組合(全国信用組合連合会を含む)の合計559機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注)平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「注目施策・情報」の中の『[「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について](#)』にアクセスして下さい。

(5)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等  
(期間:平成28年10月1日～同年12月31日)

金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成28年10月1日から同年12月31日までの間(以下、「今期」という。)における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- 平成28年10月1日から同年12月31日までの間に、9,268件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均157件となっており、平成28年7月1日から同年9月30日までの間(以下、「前期」という。)の実績137件に比べ、増加しています。
- 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数2,948件(構成比32%)、保険商品等に関する相談等の受付件数2,231件(同24%)、投資商品等に関する相談等の受付件数2,829件(同31%)、貸金等に関する相談等の受付件数801件(同9%)、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数459件(同5%)となっています。

### 3. 分野別の特徴等について

- (1) 預金・融資等については、前期に比べて、やや増加しています。
- (2) 保険商品等については、前期に比べて、やや減少しています。
- (3) 投資商品等については、前期に比べて、大幅に増加しています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが243件あり、そのうち148件が何らかの被害があったものとなっております。年齢がわかるもの(173件)のうち、70代が45件(26%)、80代以上が30件(17%)、60代が26件(15%)と高齢者についての相談が大部分を占めております。
- (4) 貸金等については、前期とほぼ同水準となっております。

### 4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関等に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 預金取扱金融機関における口座凍結等に関するもの
- (7) 預金取扱金融機関におけるホームページの画面表示に関するもの
- (8) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (9) 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応等)に関するもの
- (10) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (11) 貸金業者の不適切な業務運営に関するもの
- (12) システム障害に関するもの
- (13) 外国為替証拠金取引業者の断定的判断の提供に関するもの
- (14) 外国為替証拠金取引業者の不適切な行為に関するもの
- (15) 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの
- (16) 無登録営業に関するもの
- (17) 金融商品取引業者の不適正な行為(ホームページを閉鎖し電話に出ない等、無断売買、高齢者に対する不適正な勧誘)に関するもの
- (18) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 監督において行った金融機関等に対するヒアリング等に際して、139の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ・ 金融機関等の検査等に際して、5の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。

### 5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等  
「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」  
「本人確認に関する相談等」

「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」  
「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」  
「特約付定期預金等に関する相談等」  
「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等  
「保険内容の顧客説明に関する相談等」  
「告知義務に関する相談等」  
「保険契約に関する相談等」  
「保険金の支払に関する相談等」  
「少額短期保険業者に関する相談等」  
「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等  
「金融商品の購入に関する相談等」  
「投資信託の購入に関する相談等」  
「外国為替証拠金取引に関する相談等」  
「未公開株式の取引に関する相談等」  
「自社発行未公開株に関する相談等」  
「ファンドに関する相談等」  
「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」  
「金融商品取引業の登録に関する相談等」  
「株券の電子化に関する相談等」  
「投資者保護制度に関する相談等」  
「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等  
「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」  
「強引な取立てに関する相談等」  
「取引履歴の開示に関する相談等」  
「返済条件の変更に関する相談等」  
「金利引下げに関する相談等」  
「総量規制に関する相談等」  
「都道府県登録業者に関する相談等」  
「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-5251-6811

・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（[「金融の仕組みや金融商品などの解説」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）（平成 29 年 1 月 31 日）](#) にアクセスしてください。



## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、  
・その信用力などが保証されているものではありません。  
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。  
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓  
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

**直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）**

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

#### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

#### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 1 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」の公表について](#)
- [顧客本位の業務運営に関する原則（案）](#)
- [都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧](#)
- [平成 28 年熊本地震関連情報](#)
- [「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表について](#)
- [平成 28 事務年度 金融行政方針について](#)
- [金融仲介機能のベンチマークについて～ 自己点検・評価、開示、対話のツールとして～](#)
- [金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」報告書の公表について](#)

# お知らせ

## (1)金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところであります。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

## 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

#### 目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

#### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送  
電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1  
金融庁金融サービス利用者相談室  
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

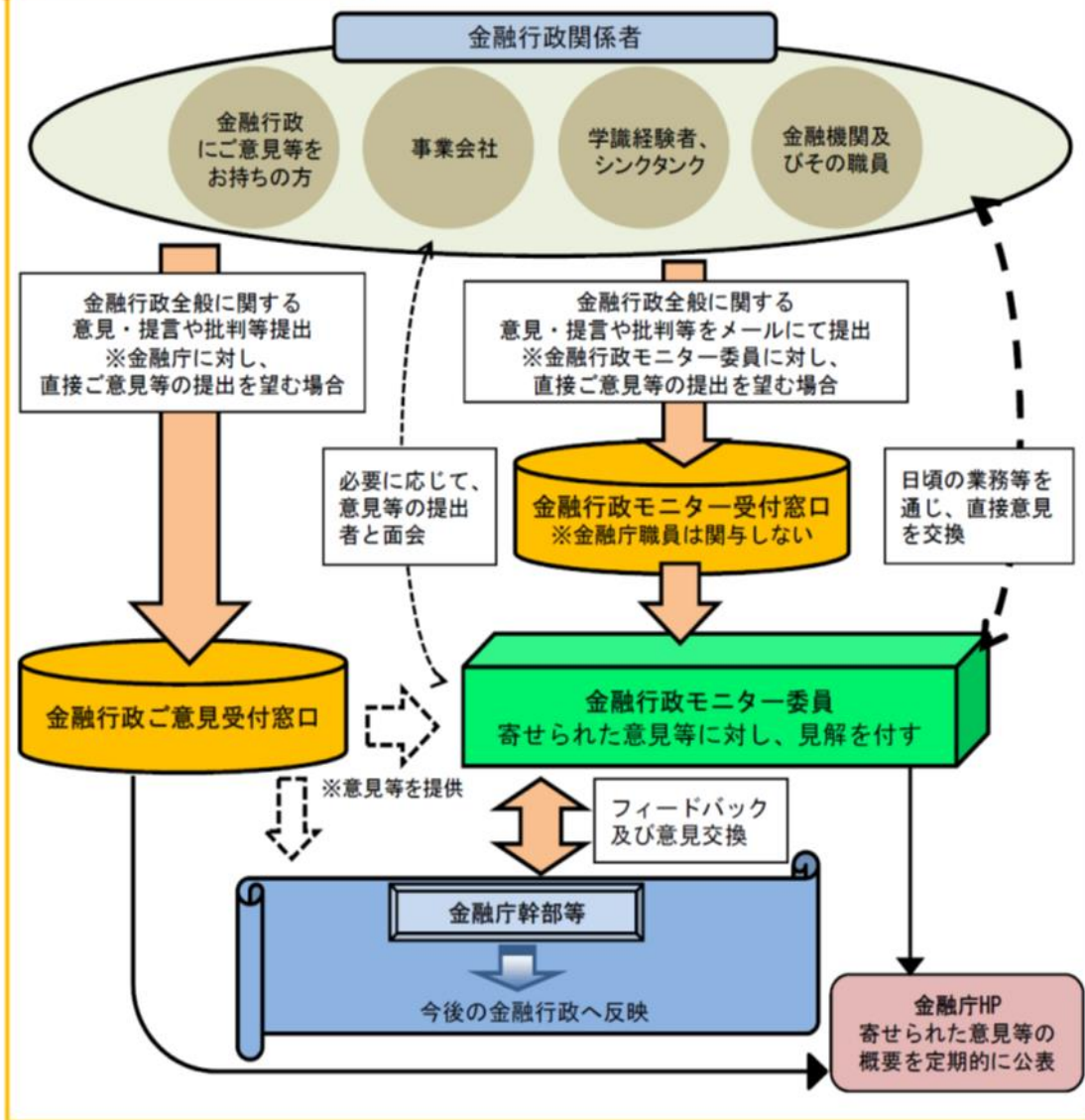
金融行政モニター



## 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

## 金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課  
金融サービス利用者相談室  
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)  
(IP電話は、03-3501-2100)

## (2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」](#)」にアクセスしてください。

## (3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



## (4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。



御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
調達情報	<a href="#">「調達情報メール配信サービス」</a>	—

